

聖籠町保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第19号

聖籠町保育料に関する規則の一部を改正する規則

第1条 聖籠町保育料に関する規則（平成27年聖籠町規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び第3階層」を「から第4－3階層まで」に改める。

第5条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割課税額5万7,700円未満の世帯において、特定被看護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合は、特定被看護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2子である者が利用者であるときの保育料は、当該世帯の階層区分における保育料の2分の1の額とし、第3子以降である者が利用者であるときの保育料は、無料とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市町村民税所得割課税額7万7,101円未満の世帯のうち、第3条第2項に該当する世帯であって、特定被看護者等が2人以上いる場合は、特定被看護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2子以降である者が利用者であるときの保育料は、無料とする。

別表第2の1の表中

「

階層区分	定義	保育料（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3－1	市町村民税均等割のみの世帯	9,000円	8,800円
第3－2	市町村民税所得割課税48,600円未満である世帯	11,200円	11,000円

を

階層区分	定義		保育料（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみの世帯		9,000円	8,800円
第3-2	市町 村民 税所 得割 課税 世帯	48,600円未満	9,250円	9,150円
第4-1		48,600円以上 58,200円未満	15,000円	14,800円
第4-2		58,200円以上 67,800円未満	15,000円	14,800円
第4-3		67,800円以上 77,101円未満	15,000円	14,800円
第4-3	77,101円以上		別表第1の1中 第4-3階層へ	別表第1の1中 第4-3階層へ

に改める。

別表第2の2の表中

階層区分	定義		保育料（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみの世帯		6,200円	6,000円
第3-2	市町村民税所得割課税48, 600円未満である世帯		8,800円	8,600円

を

階層区分	定義		保育料（月額）	
			保育標準時間	保育短時間

第2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみの世帯		6,000円	8,800円
第3-2	市町	48,600円未満	7,750円	9,150円
第4-1	村民 税所	48,600円以上 58,200円未満	13,500円	13,300円
第4-2	得割 課税	58,200円以上 67,800円未満	13,500円	13,300円
第4-3	世帯	67,800円以上 77,101円未満	13,500円	13,300円
第4-3		77,101円以上	別表第1の2中 第4-3階層へ	別表第1の2中 第4-3階層へ

に改める。

第2条 聖籠町保育料に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯において、特定被看護者等が2人以上いる場合は、特定被看護者等のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第2子以降である者が利用者であるときの保育料は、無料とする。

別表第2の1の表中

「

階層区分	定義	保育料（月額）	
		保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみの世帯	9,000円	8,800円
第3-2	市町	48,600円未満	9,250円
第4-1	村民 税所	48,600円以上 58,200円未満	15,000円
第4-2	得割 課税	58,200円以上 67,800円未満	15,000円
第4-3	世帯	67,800円以上	15,000円

		77,101円未満		
第4-3		77,101円以上	別表第1の1中 第4-3階層へ	別表第1の1中 第4-3階層へ

を

階層区分	定義		保育料（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみの世帯		9,000円	8,800円
第3-2	市町	48,600円未満	9,000円	8,800円
第4-1	村民 税所	48,600円以上 58,200円未満	9,000円	8,800円
第4-2		得割 課税 世帯	58,200円以上 67,800円未満	9,000円
第4-3	世帯		67,800円以上 77,101円未満	9,000円
第4-3			77,101円以上	別表第1の1中 第4-3階層へ

に改める。

別表2の2の表中

階層区分	定義		保育料（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみの世帯		6,000円	6,000円
第3-2	市町	48,600円未満	7,750円	7,650円
第4-1	村民 税所	48,600円以上 58,200円未満	13,500円	13,300円
第4-2		得割	58,200円以上	13,500円

	課税	67,800円未満		
第4-3	世帯	67,800円以上 77,101円未満	13,500円	13,300円
第4-3		77,101円以上	別表第1の2中 第4-3階層へ	別表第1の2中 第4-3階層へ

を

階層区分	定義		保育料（月額）	
			保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみの世帯		6,000円	6,000円
第3-2	市町	48,600円未満	6,000円	6,000円
第4-1	村民 税所	48,600円以上 58,200円未満	6,000円	6,000円
第4-2		得割 課税	58,200円以上 67,800円未満	6,000円
第4-3	世帯	67,800円以上 77,101円未満	6,000円	6,000円
第4-3		77,101円以上	別表第1の2中 第4-3階層へ	別表第1の2中 第4-3階層へ

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の聖籠町保育料に関する規則の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定による改正後の聖籠町保育料に関する規則の規定は平成29年4月1日から適用する。